

閲覧の手引き（電子閲覧）

東京都住宅政策本部民間住宅部不動産課

◎閲覧とは？

東京都では、宅地建物取引業法第10条に基づき、これから不動産の取引をしようとしている方などが、宅地建物取引業者について調査を行うことができるよう、現在、宅地建物取引業の免許を受けている業者（都内に本店が所在する業者のみ）の情報を「業者名簿の閲覧」として公開しております。

◎「業者名簿」とは？

「業者名簿」とは、業者一覧表のようなものではなく、免許申請に関する書類等を各事業者ごとにまとめたものを指します。そのため、ご覧になりたい業者を特定して申し込んでいただく必要があります。

※宅地建物取引業法第8条に定める事項はこの「業者名簿」で確認できます。

◎電子閲覧の対象

- ・電子閲覧の対象となるのは、「令和7年4月1日以降に受け付けた新規または更新免許業者の申請・届出」です。

※「令和7年3月31日以前に免許を受けた業者の申請・届出」については、窓口での閲覧の対象となります。

なお、令和7年4月1日以降に受け付けた更新申請前の変更届については、電子閲覧の対象ではなく、窓口での閲覧の対象となりますので、ご注意ください。

◎電子閲覧の申請方法

- ・電子閲覧については、eMLIT（国土交通省手続業務一貫処理システム）から申請を行ってください。

<https://e.mlit.go.jp/GuestPortal?ec=302&startURL=%2Fs%2F>

※eMLITのご利用には、eMLITアカウントを取得する必要があります。

登録方法等は国土交通省ホームページをご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk3_000001_00062.html

※詳細は4ページ「申請手順」をご確認ください。

◎申請に際しての注意事項

- ・閲覧したい業者が「電子閲覧」の対象かどうかは、国土交通省の「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」から必ず確認してください。

<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/takkenKensaku.do>

⇒ 検索結果画面の「商号又は名称」欄の業者名の後に「※」がある場合＝「電子閲覧」の対象

（検索結果画面の「商号又は名称」欄の業者名の後に「※」がない場合＝「窓口での閲覧」の対象）

- ・確認の結果、該当の業者名簿が電子閲覧の対象でない場合、電子閲覧の申請をしても閲覧することはできません。この場合、窓口での閲覧となりますので、電話（03-5320-5072）で閲覧希望日時をご予約の上、閲覧窓口までお越しください。

※窓口での閲覧の申請方法等は「閲覧の手引き（窓口での閲覧）」をご確認ください。

◎閲覧データの構成

閲覧データ（PDF形式）は、以下の順番で結合されています。

①宅地建物取引業者名簿

業者の基本情報（免許証番号・商号等、兼業状況、保証協会加入状況（営業保証金供託状況）、行政処分の記録）、事務所・役員・政令使用人に関する事項が掲載されている書類です。

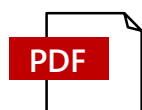
②免許申請書

新規または更新の免許申請時に業者から提出される書類です。

③変更届

構成員・名称・所在地等の変更時に業者から提出される書類です。

【閲覧データのイメージ】



①宅地建物取引業者名簿

②免許申請書

- ・略歴書
- ・専任の宅地建物取引士設置証明書
- ・宅地建物取引業経歴書
- ・決算書の写し、資産の状況を示す書面



③変更届（1）

- ・略歴書
- ・専任の宅地建物取引士設置証明書



③変更届（2）

- ・略歴書
- ・専任の宅地建物取引士設置証明書

◎閲覧できる書類

関係法令の改正により、閲覧対象書類が見直されたため、令和7年3月31日以前に受け付けた申請・届出により確認できる書類と一部異なります。

閲覧できる書類	記 載 内 容
宅地建物取引業者名簿	・ 免許証番号、免許年月日 ※免許証番号のカッコ内の数字は、更新回数を示しています。例えば、新規に免許を取得した業者は（１）、新規免許取得後に初めて更新した業者は（２）、...のように、免許を更新するごとにカッコ内の数字も増えます。 ・ 商号、名称 ・ 代表者氏名 ・ 事務所の所在地 ・ 電話番号 ・ 兼業の種類 ・ 保証協会加入状況、営業保証金供託状況 ・ 指示又は業務停止の処分 ※違反行為の概要をお知りになりたい方は、国土交通省の「ネガティブ情報等検索サイト」からご確認ください。 https://www.mlit.go.jp/nega-inf/cgi-bin/search.cgi?jigyoubunya=takuti ・ 事務所・役員・政令使用人に関する事項 等

閲覧できる書類	記 載 内 容
略歴書	- 代表者、役員、政令使用人の略歴 ※役員、政令使用人の略歴書には個人情報（住所・電話番号・生年月日）は記載されていません。
専任の 宅地建物取引士 設置証明書	事務所ごとに設置されている専任の宅地建物取引士の人数
宅地建物取引業 経歴書	- 免許申請前 5 年間の取引実績 ①代理、媒介（仲介）の実績...「宅地」「建物（区分所有建物を含む）」「宅地及び建物（いわゆる土地付建物）」それぞれの取扱件数と手数料収入額が記載されています。 ②売買、交換の実績...「売却」「購入（物件の仕入れ）」「交換」それぞれの取扱件数とその合計額が記載されています。
（法人の場合） 決算書の写し	- 免許申請直前 1 年間の決算書（貸借対照表及び損益計算書） ※新設法人の場合は、開始貸借対照表のみ添付されています。
（個人の場合） 資産の状況を 示す書面	- 資産、負債 ※資産については、宅地建物取引業に関する資産に限らず、他の事業の用に供している資産及び私生活用の資産も含まれます。

【営業保証金等について】

- 免許を取得した業者は、営業開始までに営業保証金を供託（もしくは保証協会に入会して弁済業務保証金分担金を納付）します。
- 一旦、営業保証金を供託しても、それが弁済されたために営業保証金のない状態にある業者（または保証協会から除名された業者）については、取引に伴い債権が発生しても営業保証金等から弁済が受けられませ

◎閲覧では知ることができない事項

【行政指導・苦情の状況等】

行政指導（正式な行政処分には至らない注意・指導等）の記録や業者に対する苦情・相談の状況については、公表しておりません。

【古い情報】

業者名簿は 5 年ごとの免許更新時にすべて新しい情報に置き換わります。そのため、免許更新前の情報を閲覧で確認することはできません。

【免許の失効した業者の情報】

廃業等により免許が失効した業者名簿は閲覧の対象外となります。

◎申請手順

以下の手順に従って、ご自宅のパソコン等から申請してください。

【事前確認】

- ①閲覧したい業者が「電子閲覧」の対象かどうかは、国土交通省の「**建設業者・宅建業者等企業情報検索システム**」から必ず確認してください。
<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/takkenKensaku.do>
- ⇒ 検索結果画面の「商号又は名称」欄の業者名の後に「※」がある場合＝「電子閲覧」の対象
（検索結果画面の「商号又は名称」欄の業者名の後に「※」がない場合＝「窓口での閲覧」の対象）
- ※ 確認の結果、該当の業者名簿が電子閲覧の対象でない場合、電子閲覧の申請をしても閲覧することはできません。この場合、窓口での閲覧となりますので、電話（03-5320-5072）で閲覧希望日時をご予約の上、閲覧窓口までお越しください。



【電子閲覧の申請】

- ②eMLITポータルより、eMLITアカウントを取得します。 ※初回申請時のみ
※eMLITポータル <https://e.mlit.go.jp/GuestPortal?ec=302&startURL=%2Fs%2F>
- ③アカウント取得後、eMLITにログインしてください。
- ④「**■法令等・手続名称から検索**」から「**宅地建物取引業法 宅地建物取引業者名簿等閲覧申請（10条）_知事免許【宅建】**」を検索の上、電子閲覧の申請を行ってください。
※1申請あたり5件まで登録できます。



【閲覧手数料のお支払い】

- ・ **1業者につき300円の手数料が必要です。**
 - ・ 手数料は「**LoGoフォーム**」を経由してお支払いいただきます。
※LoGoフォーム <https://logoform.jp/form/tmgform/1058768>
（クレジットカードまたはPayPayがご利用いただけます）
※領収書を発行することはできません。あらかじめご了承ください。
- ⑤申請後、eMLITの「お問合せ・ご連絡」欄に閲覧手数料の納付方法をお知らせします。
 - ⑥記載されているURLをクリックすると、LoGoフォームの入力画面が起動します。
画面の案内に従って、決済を完了してください。
※決済完了後、ご入力いただいたメールアドレス宛に受付完了メールが届きます。



【閲覧データの確認】

- ⑦閲覧手数料が納付されたことを確認できましたら、eMLITの「閲覧対象の宅建業者に関する事項」欄に東京都の職員が閲覧データをアップロードします。
※閲覧データのアップロードは開庁時間に職員が作業を行うため、お時間をいただきます。予めご了承ください。
- ⑧閲覧データをご確認ください。
※閲覧データはPDFファイル形式でアップロードします。
アップロードされたPDFデータには「宅地建物取引業者名簿」が重複している場合がありますが、記載内容に違いはありません。予めご了承ください。
また、閲覧データを第三者に提供するなど閲覧以外の目的で使用することはおやめください。

◎インターネットによる業者情報提供サービス <http://www.takken.metro.tokyo.lg.jp>

東京都住宅政策本部のホームページにおいて、都知事免許業者及び都内に本店を有する国土交通大臣免許業者の一部情報を公開しております。

※本サービスでは、以下の事項を確認することができます。

「商号又は名称」、「免許証番号及び当初免許年月日」、「免許有効期間」、「代表者氏名」、「事務所所在地・電話番号」、「資本金」、「過去５年以内の行政処分歴（指示処分・業務停止処分）」

◎不動産取引相談のご案内

不動産課では、以下のとおり相談窓口を設け、不動産取引に関する相談等を受け付けています。

※面談による相談をご希望される場合は電話による予約が必要です。

相談窓口	相談内容	受付時間
不動産取引特別相談室 電話：03-5320-5015	不動産取引に関する民事上の法律相談	電話予約 9時～17時30分 相談時間 13時～16時 面談時間は1回20分
賃貸ホットライン 電話：03-5320-4958	賃貸相談・取引事前相談	電話相談 9時～17時30分 面談相談 10時～12時
指導相談担当 電話：03-5320-5071	売買相談、宅建業者の指導・監督、投資用不動産のトラブル相談等	13時～16時 面談時間は1回30分